

## 令和8年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料の料率については、当該年度の被保険者数及び世帯数の見込み並びに直近の国民健康保険の運営状況等により毎年度算定しており、令和8年度の国民健康保険料について料率を算定したので報告いたします。

### 1 令和8年度平均被保険者数及び世帯数の見込み

被保険者数：68,113人（対前年△3,008人）

世帯数：48,331世帯（対前年△1,426世帯）

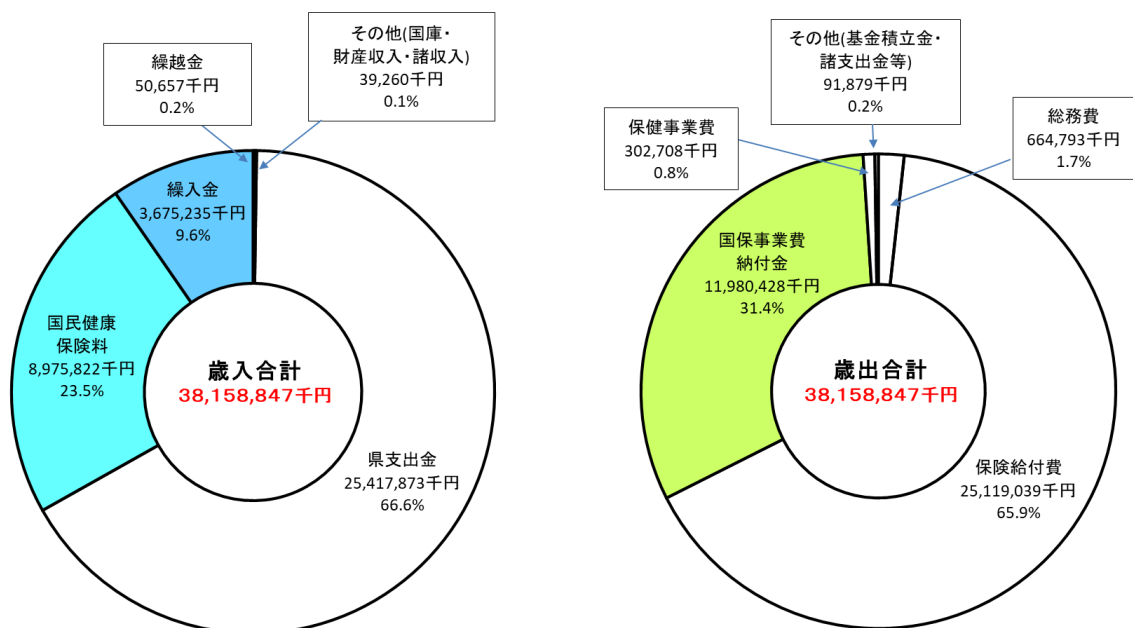
全市民に占める加入率（令和7年度末）15.71%（△0.43%）

### 2 令和8年度国民健康保険料の料率

令和8年度の国民健康保険事業費納付金は、診療報酬の引上げに伴う医療給付費の増額や、子ども・子育て支援金制度の創設により、前年度から約4億2千万円の増額となっており、一人当たりの国民健康保険事業費納付金は約14,500円増加しています。

国民健康保険事業費納付金の増額に伴い、令和8年度国民健康保険料の料率については増額をする必要がありますが、国民健康保険事業運営基金からの繰入れや繰越金を活用し、一人当たりの保険料の引上げは約9,100円としました。

また、応能・応益の負担割合については、令和8年2月藤沢市議会定例会において、所得割、均等割、平等割の比率を56：31：13から58：31：11に変更する条例改正を行い、無所得、低所得者層の保険料上昇の抑制を図っています。



なお、具体的な料率等については次の表にお示ししているとおりです。

【令和8年度国民健康保険料の料率及び賦課限度額】

(1) 医療分

区分	①令和8年度	②令和7年度	増減 (①-②)
所得割	6.99%	6.94%	0.05%
均等割	30,240円	28,560円	1,680円
平等割	15,960円	18,480円	△2,520円
賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	①令和8年度	②令和7年度	増減 (①-②)
所得割	2.99%	2.97%	0.02%
均等割	12,720円	11,880円	840円
平等割	6,720円	7,680円	△960円
賦課限度額	260,000円	260,000円	0円

(3) 介護分

区分	①令和8年度	②令和7年度	増減 (①-②)
所得割	2.57%	2.55%	0.02%
均等割	12,120円	12,480円	△360円
平等割	4,920円	6,000円	△1,080円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

(4) 子ども・子育て支援金分【新設】

区分	①令和8年度	②令和7年度	増減 (①-②)
所得割	0.30%		
均等割	1,320円		
18歳以上 均等割※	72円		
平等割	720円		
賦課限度額	30,000円		

※18歳未満の被保険者（18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割は全額軽減され、その軽減分は18歳以上の被保険者で負担します。

(5) 一人当たり保険料

①令和8年度	②令和7年度	増減 (①-②)
141,312円	132,241円	9,071円 (6.86%増)

◎所得割額算定の基となる所得は、総所得金額等から基礎控除額を除いた額である「旧ただし書所得」を用います。

以上  
(事務担当 福祉部保険年金課)